

【令和8年度】仙台市立学校教員（常勤講師）（60歳以上※）の勤務条件

※令和8年3月31日時点で60歳以上の方

- 1 任用区分 臨時的任用職員
- 2 任用期間 原則として6か月以内。一度に限り6か月以内の更新が可能。
※代替講師としての任用の場合は正職員の休暇等の期間に応じる。
- 3 勤務時間 正職員の例による。（1週間当たり38時間45分）
- 4 勤務を要しない日 日曜日，土曜日，祝日，年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- 5 休暇
 - (1)年次有給休暇 任用期間の月数に応じる。（時間単位で取得可）
（例）6か月任用される場合，10日付与
 - (2)その他の休暇 有給：病気休暇，産前休暇，産後休暇，子の看護休暇，短期介護休暇，配偶者出産補助休暇，忌引等
無給：家庭支援休暇，介護部分休業等
- 6 給料・諸手当
 - (1)給与月額 【小学校，中学校】
月額 322,614 円
【高等学校，中等教育学校，特別支援学校】
月額 326,697 円
※給料，教職調整額，地域手当，義務教育等教員特別手当の合計。
※普通学級担任の場合には、義務教育等教員特別手当に3,000円を加算。
 - (2)手当 再任用職員と同等。
（上記のほか，住居手当，通勤手当，特殊勤務手当，給料の調整額，期末手当及び勤勉手当等）
- 7 社会保険 健康保険及び厚生年金保険（2か月超の任用が見込まれる方のみ）
雇用保険（31日以上任用が見込まれる方のみ）
- 8 服務規律 営利企業等の従事制限（兼業の制限）：あり（正職員と同等）
その他服務規律：正職員と同等。